

医療機能情報提供制度を考える

中村洋一

茨城県立医療大学

【はじめに】

医療情報の非対称性とは、医療者と住民・患者が持っている医療情報が、量・質ともに医療者側に大きく偏っていること指す。現在、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療やカルテの開示などによって、医療情報の非対称性は縮まりつつある。さらに、2007年4月に『住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする』医療機能情報提供制度が開始されたことにより、病院等から報告を受けた都道府県は検索機能を有したシステムでインターネットを通じて医療情報を提供することになった。今回、各都道府県のホームページを閲覧し、この制度の実施状況を調査し、今後の課題を検討した。

【医療機能情報提供制度とは】

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(2006年6月)、いわゆる第5次医療法改正を受けて、厚生労働省は同年9月22日に「第1回医療情報の提供のあり方等に関する検討会」を開催した。この検討会における4回の審議を経て、2007年4月から「医療機能情報提供制度」が実施されることになった。この制度は、「病院等に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（医療機能情報）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。」とされている。ここで、「病院等」とは、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所であり、報告する項目は医療法施行規則別表第1により、病院56項目、一般診療所49項目、歯科診療所31項目、助産所26項目である。この制度は、法律に基づいており、もし、報告をしない場合や虚偽の報告をした場合は、報告の督促や報告内容の是正命令（医療法第6条の3第6項）があり、さらに命令に従わない場合は、開設許可の取り消しや期間を定めた閉鎖命令（同第29条第1項第3号）の措置がとられる可能性がある。

【調査の結果と考察】

2008年6月に、各都道府県（以下、県等）の公式ホームページから、本制度に関する情報提供の検索を行った。岩手県や山形県のようにトップページに「医療機関検索」などの表示を行い、ワンクリックで当該ページへ移れる県等が22あった。一方、ExcelファイルやPDFファイルにより、検索機能のない県等も7あった。また、既存の「広域災害・救急医療情報システム」をリニューアルしている県等が多くみられ、この場合、「救急医療情報」から「医療機能情報提供」など、ホームページ上の適切な表現の検討が必要と思われる。今後、本制度の有効利用を進めていくためには、情報提供における検索機能等や医療機関や県外へのリンクの充実を図ると共に、患者・住民に対する制度の周知を図ることが重要だと考える。